

## 国立大学法人総合研究大学院大学学長候補者の決定について

令和元年10月2日

国立大学法人総合研究大学院大学

学長選考会議議長 川合眞紀

国立大学法人総合研究大学院大学学長候補者を決定したので、国立大学法人総合研究大学院大学学長選考要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1. 学長候補者の氏名

はせがわ まりこ  
長谷川 眞理子 （国立大学法人総合研究大学院大学 学長）

#### 2. 任期

令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日

#### 3. 当該学長候補者の選考の理由

国立大学法人総合研究大学院大学学長選考会議は、平成27年8月19日に決定した「学長選考基準（学長に求められる資質・能力）」を踏まえ、選考資料や面接等の結果を総合的に判断した結果、長谷川 眞理子氏が、強いリーダーシップのもと優れたマネジメント能力を発揮して法人を運営し、大学共同利用機関等との緊密な連携協力を得て、教育研究の水準をより一層向上させることが大いに期待されることから、次期学長に適していると考え、学長候補者に決定しました。

#### 4. 選考の過程

##### (1) 学長候補適任者の推薦依頼（令和元年6月7日）

学長選考会議議長から、要綱第6条第1項及び第2項の規定に基づき、以下に対して依頼文を送付し、令和元年7月31日まで学長候補適任者の推薦を受け付けました。

- ①学長選考会議委員
- ②各基盤機関
- ③専任研究院職員会
- ④専任事務局職員会

(2) 第1次学長候補適任者の決定（令和元年9月5日）

上記(1)に基づき推薦された者(1名)について、要綱第7条第1項の規定に基づき、学長選考会議が定める学長選考基準(学長に求められる資質・能力)を満たしていることの審査を行い、1名を第1次学長候補適任者として決定しました。

(3) 第2次学長候補適任者の決定（令和元年9月5日）

第1次学長候補適任者(1名)について、推薦時に提出された選考資料等により、要綱第8条第1項の規定に基づき経歴及び教育研究業績等の審査を行い、1名を第2次学長候補適任者として決定しました。

(4) 第2次学長候補適任者に対する面接及び選考（令和元年10月2日）

令和元年度第2回学長選考会議決定に基づき、第2次学長候補適任者(1名)に対して学長選考会議への出席を求め、個別面接を実施しました。

その後、要綱第9条第1項及び国立大学法人総合研究大学院大学学長選考内規の規定により、長谷川 眞理子氏を学長候補者に決定しました。

以 上